

平成28年度第8回  
「東京2020オリンピック・パラリンピック  
環境アセスメント評価委員会」

速 記 録

平成28年9月1日（木）  
都庁第二本庁舎31階特別会議室27

(午後1時29分開会)

○川道オリパラアセスメント担当課長 お待たせいたしました。定刻よりも1、2分早いのですけれども、皆様そろわれましたので、これから委員会を始めさせていただきたいと思えます。

まず初めに、2点ほど連絡事項、お願い事項があるのですけれども、まず1点目、坂先生は、本日、急遽御欠席ということでお伺いしておりますので、座席表には御出席となっているのですが、本日御欠席でございます。

お願い事なのですけれども、お手元に備えつけのマイクがあるかと思うのですけれども、本日、議事録をとったりする関係もありまして、こちらのマイクは使わずに、ハンドマイクを御用意していますので、質疑の際にはいつもどおり挙手いただいて、ハンドマイクで質疑をしていただければと思えますので、よろしく願いいたします。

本日は、お忙しい中、委員の皆様には御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまから「平成28年第8回東京2020オリンピック・パラリンピック環境アセスメント評価委員会」を開催いたします。

初めに、評価委員会を公開で行うことにつきましては、平成25年12月の委員会で既に了承いただいておりますので、本委員会は公開とさせていただきます。

傍聴の方は、途中退席されても結構ですが、御発言等は御遠慮いただきますようお願いいたします。

本日は、会議次第にございますとおり「オリンピックスタジアムについて」、一昨日、8月30日に審議いたしましたけれども、その続きということで、残りの項目別審議と意見の取りまとめを行えればと考えてございます。

それでは、ここからは会長に進行をお願いしたいと存じます。よろしく願いいたします。

○柳会長 それでは、次第に従って、進めてまいりたいと思えます。

議事1は「オリンピックスタジアムについて」の評価書案の項目別審議です。審議は、予測評価項目の中項目ごとに行います。

初めに、大項目分類の「環境項目」における中項目「生態系」の小項目「生物の生育・生息基盤」「水循環」「生物・生態系」「緑」についての審議を行います。

この「生物の生育・生息基盤」「生物・生態系」「緑」は興水委員に、「水循環」は杉田委員に検討をいただいております。

それでは、「生物の生育・生息基盤」「水循環」「生物・生態系」「緑」について、事務局から説明をお願いいたします。

○川道オリパラアセスメント担当課長 それでは、資料2-1をご覧ください。右上に資料2-1と書かれている資料でございます。

項目、意見が6つほど並んでいまして、多いのですけれども、まずは一通り読み上げさせていただきますまして、意見ごとに補足の説明をさせていただきますまして、その後、担当の委員から補足の説明をいただくという流れでいきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

審議資料、項目、生態系（生物の生育・生息基盤、水循環、生物・生態系、緑）。

担当、興水委員、杉田委員。

#### 意見

##### 【生物の生育・生息基盤、生物・生態系、緑 共通】

1 計画緑化面積について、地上部・人工地盤上の緑化や建築物緑化が合わせて示されていることから、その内訳を明らかにするとともに、建築物緑化の計画内容について具体的に示すこと。

##### 【生物の生育・生息基盤】

2 本事業の実施により計画地の位置する明治神宮外苑の生物・生態系の賦存地と一体となった生物の生育・生息基盤が形成されるとしていることから、前提となる植栽基盤の量及び質の確保に努めるとともにフォローアップ等で報告すること。

##### 【水循環】

3 施設の建設後には、浸透トレンチ及び緑地を設置することにより地下水涵養能の確保を図るとしているが、当該施設は一部に人工地盤が使われていることから、浸透施設の設置位置を示すなど、地下水涵養の考え方について具体的に説明すること。

##### 【水循環】

4 植栽散水に井水利用が計画されていることから、井戸の設置位置や掘削深さなどについて具体的に示すこと。また、井水利用に当たっては、地下水位に影響がないよう十分に配慮すること。

##### 【生物・生態系】

5 既存樹のうち活着の良い広葉樹を中心として人工地盤上に移植する計画としているが、計画地南西、南側の針葉樹・常緑広葉樹の既存樹は現地に保存する計画としていることから、保存する既存樹と人工地盤との関係を明らかにすること。

## 【緑】

6 本事業は、将来的に一定の緑量を創出する計画としていることから、地上部の緑化はもとより人工地盤上の緑化や建築物緑化についても、その育成と維持管理に努めること。

まず、1点目でございますが、35ページをお開きください。

35ページの下の方に「表7.2-4 計画緑化面積及び必要緑化面積」というものが示されてございます。本計画地につきましては、表に書かれていますとおり、東京都風致地区条例、新宿区みどりの条例、東京都再開発等促進区を定める地区計画運用基準、これらによって緑化の基準、必要な緑化面積が示されてございます。計算の方法は下に注釈があるとおり、考え方がいろいろ違いますので、一律に比較はできないのですけれども、絶対的な緑の量として一番多いのかなというのが新宿区みどりの条例に当たりまして、必要緑化面積2万2,608平米に対しまして、およそ2万5,000平米の緑化をすることになってございます。

1枚おめくりいただきまして、37ページをご覧ください。

緑化面積につきましては、37ページの緑化計画の図に植栽の計画が示されてございまして、計画地の外周ですとか、あるいはフィールドの芝生などもカウントされてございます。

あと、36ページの中段のところに「図7.2-13『大地の杜』、『空の杜』構成イメージ」というものがあるのですけれども、地面あるいは人工地盤上にあります緑化と、空中庭園というものがあまして「空の杜」と呼ばれている、地上5階に植栽が施されていまして、その空中庭園の部分の緑化も緑化面積に含まれているということになっています。ただ、先ほど見ていただいた緑化面積のほうでは空中庭園の緑化が示されていないので、その辺を明らかにしていただければという意見でございます。

2番の意見に移ります。188ページをご覧ください。

「生物の生育・生息基盤」の評価の結果のところでございます。下から5行目のところに「このため」と書かれていますけれども、「計画地の位置する明治神宮外苑の生物・生態系の賦存地と一体となった生物の生育・生息基盤が形成される」と書いています。上のほうにいろいろとその内容が書かれています。文章が多いのですけれども、さっと読ませていただきます。中段です。「事業の実施に当たっては、地上部緑化等により約2万5,000㎡の植物が生育する基盤が創出される」。3行ほど飛ばしまして「計画地の潜在自然植生の構成種を中心に選択するとともに、既存樹木を保存、移植利用を積極的に行い、周辺のみどりの景観との調和を図った植栽計画としている。また、植栽により将来的に大きくボリュームのある緑の創出を図る計画としている」。こういったことによって、いわゆる既存の周辺の生物・生態

系と一体となった生態系をつくと書かれています。

上のほうに戻りまして、ミティゲーションの「(2) 予測に反映しなかった措置」の3点目「十分な植栽基盤（土壌）の必要な厚みを確保することを検討する計画としている」と書かれています。

以上のことから、いわゆる緑、生息・生育基盤の確保をやりますよと書かれているのですが、当然、それに当たっては植栽基盤のきちんとした量なり質の確保が必要ですよということで、改めて意見として述べさせていただいているということでございます。

次に、「水循環」です。3番に行きますけれども、206ページをご覧ください。

206ページに水循環の評価の結果が書かれています。イ、「また」と書かれているところからです。「また、本事業では、植栽散水への水源として計画地内に井戸を設置し、揚水量及び掘削深さの制限内の周辺の水環境に悪影響を与えない範囲で井水を使用する計画としている。散水された水は、地下へ浸透し、再び地下水へと水循環することから、周辺の地下水の水位に著しい影響を及ぼすことはないものと予測する」と書かれています。

203ページに戻ってください。

203ページの表9.4-8に浸透トレンチが書かれています。浸透トレンチで水を逃がしますよと浸透能力などが書かれておりますけれども、具体的には、どこにどう配置しますという図面はこの中には示されていないということでございます。

ページが飛ぶのですけれども、25ページにお戻りいただけますでしょうか。

施設の断面図が書いてあって、細かい絵なので分かりづらいのですけれども、南北方向の断面で御説明させていただきますと、左側と右側の端に高く縦に線が引いてありまして、敷地境界と書かれている線がありまして、真ん中に施設の断面が書いてあります。この断面を見ていただくと分かるのですけれども、結構、敷地の一定の割合をスタジアムなり、スタジアム周辺の人工地盤というものが地面の上に載っているということになっています。なので、いわゆる自然の土ではないところが一定の割合を占めていることになりますので、スタジアムの上ですとか、あるいは人工地盤上に降った雨が、トレンチなどという話がありましたけれども、どういう経路をたどって地下に浸透していくのかについてももう少し詳しく御説明いただければという意見でございます。

4番目の意見ですけれども、207ページにお戻りください。

先ほど読み上げたのですが、植栽散水用の水として井戸を使いますよということが書かれていまして、周辺の地下水等に影響を与えないようにきちんと管理をしますということが書

かれていますので、実際に井戸を何カ所、どこに掘るのかという話が具体的には表現されていないということがございますので、そこを少し詳しく書いてくださいということと、問題ないですよということについて、念のため念押しで配慮してくださいということを書かせていただいています。

5番目でございます。244ページをご覧ください。

「生物・生態系」に対する意見になります。ミティゲーションの「(1) 予測に反映した措置」のポチの1点目のところになるのですが、計画地北側のマテバシイ及び計画地南西、南側の既存樹については、今植わっている木をその場に保存ということで計画しているということです。

「予測に反映した措置」の一番下、6点目のところですが、計画地内に整備する人工地盤上には、既存樹のうち活着のよい落葉樹を中心に移植する計画ということになっていて、新たに整備する人工地盤上にも植栽を施すのですが、人工地盤上に対しては、いわゆる現地に今生えていた木を外に移植して、仮養生しているものうち活着のいいものを戻す。いわゆる移植する計画ということになっています。なので、現地に保存する木と移植をして戻す木があるということになっております。

それを図面で確認いただきたいのですが、37ページをご覧ください。

37ページに緑化計画の図面が載っております。左下に凡例がついているのですが、オレンジ色で書かれているものが現地に残す、保存する樹木ということです。移植する樹木まではプロットされていないのですが、北側のマテバシイと南西側と南側に残地する樹木があるということです。

左側の「図7.2-13『大地の杜』、『空の杜』構成イメージ」をご覧くださいなのですが、地面に生えている木の中で、一部は人工地盤に穴をあけてといいますか、人工地盤を抜けるように地面から高木が立っているような断面がご覧いただけると思うのですが、そういった樹木もあるということになっていて、人工地盤と地面のレベルで生えている木との位置関係といいますか、構成の関係がちょっと分からない部分がありましたので、残地すると言われている木が人工地盤に対してどういう位置関係になっているのかも含めてもう少し詳しく書いていただければという意見が5番目の意見でございます。

6番、緑についてですが、258ページをご覧ください。

先ほど「生物の生育・生息基盤」のところを読み上げたものと同じような文章になるのですが、258ページのミティゲーションの「予測に反映した措置」の5点目「樹種は、計画地の

潜在自然植生の構成種を中心に選択するとともに、既存樹木を保存、移植利用を積極的に行い、周辺のみどりの景観との調和を図った植栽計画としている。また、大地に植栽することで将来的に大きくボリュームのある杜の創出を図る計画としている」と書かれていまして、それなりにボリュームのあるものを育てていきますよということで書かれていますので、緑の量をしっかりと確保するために育成と維持管理に努めてくださいという意見をつけているということでございます。

説明につきましては以上でございます。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの「生物の生育・生息基盤」「生物・生態系」「緑」について、興水委員、何か補足することはありますでしょうか。

○興水委員 ただいま大変丁寧に御説明をいただきましたので、私から特に申し上げることはありませんけれども、審議資料の意見のところに書いてございますように、特に共通と最上段のところに書いてあることに尽きるわけですが、計画緑化面積が示されておりまして、緑化面積については各種条例、その他の基準に合っている、十分満足しているということになるわけですが、面積的にはそうです。しかし、中身については少し分かりにくい、説明が少し足りないところもあるというので、少し具体的に説明をしてくださいということ。

それから、緑と一言で言っても、生物の生息基盤と一言で言っても、質がどの程度保証されるかということになりますと、特に人工地盤上ですと、土壌の厚さであるとか、質であるとか、その他、建築物の周辺でも、どういう植栽基盤を用意してそこに緑化をしようとするのかということまで触れておきませんと、果たして、ここで言っているような質の高い緑が成立するかどうか若干分かりにくい部分がありますので、そうした点について説明をしてくださいというのが意見の趣旨でございます。

以上です。

○柳会長 ありがとうございます。

何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

どうぞ、杉田委員。

○杉田委員 水循環を担当しました杉田です。

補足で水循環の部分ですが、3番の意見は雨水の利用に関するもので、この施設では雨水を集めて利用する。その利用の後、それを浸透させるというところなのですが、利用のところまでは書いてあるのですけれども、その後どうするのかということが余りよく書かれていな

いので、書いてくださいというのが趣旨です。

特に「せせらぎ」をつくり出す、その「せせらぎ」に流すのは雨水だということですがけれども、例えば36ページの下の中身のイメージ図ですがけれども、これも今、おっしゃったように、人工地盤の上にポンプアップして水を流すということで、その流量ですとか、勾配についても書かれていなくて、それによってどのような水生植物あるいは昆虫などが来るのかということも変わってくると思いますので、そういったこともできれば書いていただきたいと思いました。

4番につきましては、こちらは地下水のほうで、この地域は地下水位が非常に高いので、それほど心配することはないかと思いましたがけれども、井戸の本数ですとか、深さあるいは揚水量についても全く記載がないので書いていただきたいというのが4番の趣旨です。

以上です。

○柳会長 ありがとうございます。

水循環について、今、杉田委員から補足いただきました。

ほかに何か。どうぞ、中杉委員。

○中杉委員 水循環の部分ですが、207ページのところに、散水された水は、地下に浸透し、地下水へと水循環することから、地下水の水位に著しい影響を及ぼすことはないと言われていると書いてありますが、実際にどのぐらいの割合でそうなるかを見積もっているのかを教えてください。

実際は、204ページの図を見ると、地上に散水するわけでは必ずしもないので、比較的下に入るかと思うのですがけれども、地上に出た場合は、蒸散だとか、表面流出があって、地下浸透率が0.5よりも、そこまで行けば十分、多いぐらいだろうと思いますので、杉田先生が言われるように、全体の水の量が多いからそんなに問題ないだろうとは思いますが、今度からどのぐらいで見積もって、そういうことを書かれているのかを教えてください。

○柳会長 それでは、事務局、いかがでしょうか。

○臼井施設調整担当課長 今、先生からも204ページの図のことをお話いただきましたが、こちらの図のように、井戸の水を灌水用に利用して、地下水のほうに戻していくという形でやっておりますけれども、この数値につきましては、具体的に、今すぐにお示ししているところはありません。ただ、207ページに書かせていただいているとおり、影響を及ぼすことのないように運用していくということで考えているところでございます。



○柳会長 中杉委員、よろしいですか。

○中杉委員 実際にはほとんど影響はないだろうと思いますけれども、その辺のところをしっかりと、どのぐらいの割合かは一回計算して見積もっていただいて、この技術だと全く問題ないような印象を与えることになりますので、その辺を少し見積もっていただければと思います。

○柳会長 それでは、ほかに御意見、御質問。

どうぞ、中口委員。

○中口委員 今のに関連した質問なのですけれども、図書の408ページに水利用のフローが載っているかと思えます。ここに井水利用は年間4,698m<sup>3</sup>、再利用が3,650m<sup>3</sup>と載っていますけれども、この数字と今、おっしゃったことがどういう関連にあるのかということについてお尋ねします。

○臼井施設調整担当課長 こちらの井戸の水を使用させていただいて、灌水等に利用させていただくということになりますけれども、表面での発散の量などというところまで具体的な数字がないものの、こういった形で利用させていただいて、実際に涵養させることによって地下水のほうに戻していくといった形になってございます。

○柳会長 中口委員、よろしいですか。

○中口委員 そうすると、少なくとも井水の利用量は4,698m<sup>3</sup>でよろしいということですね。

○臼井施設調整担当課長 そういった形に計画をしてございます。それがまた地下のほうに戻っていくということで考えているところでございます。

○中口委員 分かりました。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。

それでは、谷川委員、どうぞ。

○谷川委員 今の御質問と関連するのですけれども、水利用を審査したときに、この辺のところの整合がうまくとれていないような気がするので、そのときに私は意見を申し上げようかなと思ったのですけれども、先に申し上げますと、水利用とこの地下水のところとうまく整合性をとっていただけるようにしていただきたいと思います。

といいますのは、408ページのところには地下水の記述というのは、一応、井水のほうでありますけれども、そのあたりのバランスですね。先ほどどのぐらいの揚水量があるかというのはここに書いてあるのかもしれませんが、物質収支がきちんと合うように前のところにも記述していただければと思います。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。

事務局からどうぞ。

○川道オリパラアセスメント担当課長 408ページのところのお話に行きましたので、ちょっとその御説明をさせていただきたいと思います。

水利用のパートですので、本来はそちらでということになるのですが、井水につきましては、先ほど中口委員がおっしゃられている4,698という数字なのですが、右のところに書いてあるのですが、井戸水が3,650m<sup>3</sup>/年ということになっていまして、そこに補給水、上水が1,048足されていることになっています。

一番下の表9.13-13のほうが数字的には分かりやすいと思うのですが、一番下に井水と書かれていまして、水量自体は今、申し上げたとおり3,650、それと補給水を足すと年間屋外地盤散水用に4,698m<sup>3</sup>使われている。井戸水の再生利用、循環利用する水の中に含むということで、利用率は77%、上水でないもので利用していますと表現されてございます。

私もこの評価書案だけですと細かい水の流れが分かりづらいところがあるのですが、たしか井戸をそのまま蛇口をひねって外に流すわけではなく、一度、処理層というか、ほかの雨水とかを受けて、雨水の利用する雨水とブレンドされるというのですか、一緒に足されて流れていくようなことになると思うので、雨水貯留槽の雨水ろ過2万3,910m<sup>3</sup>というところの中に一回井戸水が入った後、屋外地盤散水に行くのかなど。ここに出ていないので、ここは確認して、評価書の中で正しい表記にしたいと思うのですが、たしかそのような感じだったように記憶してございます。

いずれにしましても、今、谷川委員から御指摘がありましたとおり、一通りの議論になったような水の流れにつきまして、408ページの表中でどこか正しくない表現があったりすれば補正をしたいと考えてございます。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、ほかに御意見がないようですので、「生物の生育・生息基盤」「水循環」「生物・生態系」「緑」につきましては、指摘の趣旨を評価委員会意見案に入れることといたします。

次に、中項目「資源・廃棄物」の小項目の「水利用」「廃棄物」「エコマテリアル」について審議を行います。

こちらは、谷川委員に検討をしていただいております。

それでは、「水利用」「廃棄物」「エコマテリアル」について、事務局から説明をお願いいたします。

○川道オリパラアセスメント担当課長 それでは、資料2-2をご覧ください。

審議資料、項目、資源・廃棄物（水利用、廃棄物、エコマテリアル）。

担当、谷川委員。

#### 意見

##### 【水利用】

1 トイレ洗浄水等の雑用水に雨水利用や循環利用水(中水)利用を計画しているが、一部、上水が使用されていることから、更なる雨水等の利用を推進するよう努めること。

##### 【廃棄物】

2 設備等の持続的稼働における廃棄物について、再資源化率を旧国立霞ヶ丘競技場の実績から49%と予測しているが、当該施設はオリンピック・パラリンピックレガシーの象徴となる重要な施設であることから、その再資源化率の達成と向上に努めること。

##### 【エコマテリアル】

3 「持続可能性に配慮した木材の調達基準」が策定され、都や国等が当該基準を尊重するよう働きかけを受けていることから、その趣旨に基づく木材の調達に可能な限り努めること。

先ほどお話ししました408ページをご覧ください。

408ページの今、お話をしていました表の一番上になります。雨水、雨水と2カ所に書かれていると思うのですが、スタジアムの屋根にたまったもののうち、北側と南西側の部分につきましては、雨水貯留槽のほうに水を集めて有効利用する計画になっています。一方、南東側のほうに集まります水、集水面積1万3,000㎡と書かれていますけれども、こちらについてはそのまま放流する計画になっています。

集水しまして、雨水貯留槽を経由して、有効利用されていく水が、下にずっとフローで流れていくのですが、中水槽のトイレの洗浄あるいは芝散水、植栽散水あるいは屋外地盤散水と、こういった用途に使われていくに当たって、補給上水というものがそれぞれ足されて、雨水とかのほかに上水が補給水として足された上で利用されているというフローになってございます。

こちらの意見につきましては、上水を補給する一方で、南東側の集水面積の部分で集められた雨水は放流されているということにつきまして、理由が確認できていない部分があるの

ですけれども、もしこういったものの水を何かしら利用する余地があるのであれば、有効利用を検討いただければいいのかなということで意見をつけさせていただいております。

次に、「廃棄物」でございますけれども、412ページをご覧ください。

412ページの「表9.14-2 既存施設（旧国立霞ヶ丘競技場）における廃棄物発生量の状況」ということで書かれていまして、今は解体されてしまったのですけれども、旧国立競技場につきましては、建設とかではなくて、実際に運用していく中で出てくるごみ、競技の観戦とかをしたりする際のごみ、そういったもののリサイクル率につきましては49%を達成していたという実績が出ております。この実績に基づいて、新国立競技場につきましても同じようなリサイクル率を施設が完成した後、リサイクル率を達成していきたいということで書かれているので、まずはそれをきちんと達成していただきたいということと、可能であれば、さらなるリサイクル率の向上を図られたいという意見でございます。

次に、「エコマテリアル」でございます。こちらにつきましては、薄い冊子の意見見解書があるのですけれども、29ページをご覧くださいませでしょうか。

意見見解書につきましては、8月30日に実施者であるオリンピック・パラリンピック事務局のほうから意見3件について概略を説明させていただきましたので、読み上げは割愛するのですけれども、実施者の見解のところの中段、なお書きのところに書いてございます。「持続可能性の配慮した木材の調達基準」（東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会）が策定したということが書かれていまして、この調達基準そのものはあくまで組織委員会が調達する際の木材の調達に関する基準を定めたものということになっているのですけれども、それを策定しましたので、オリンピックにかかわる都であったり、国であったり、関連するところに対してこういうものをつくったので、ぜひ御配慮いただきますようお願いいたしますという依頼が出ている状況にあるということに鑑みまして、その基準をなるべく尊重して、可能な限り、そういった木材の調達に努めていただきたいということでございます。

一応、これが出たのが6月ということになっていまして、この評価書案の公表のタイミングと重なる時期なのですけれども、ということで、当然、スタジアムの事業者の公募が昨年9月にありまして、事業者を選定して、契約を結んだのがことしの1月、基本設計が5月ぐらいに終わっているということで、ちょっとスタジアムのほうが先行している関係もあって、必ずしも完全に守りましょうというのは時間軸的にもなかなか難しいところがあるのですけれども、可能な範囲で御配慮いただきたいという趣旨でございます。

私からの説明は以上でございます。

○柳会長 ありがとうございます。

谷川委員、ただいまの説明につきまして、何か補足することはございますでしょうか。

○谷川委員 水利用につきましては、先ほど私が申し上げたような意見でお願いしたいと思  
います。

廃棄物については、実際に運営、運用したときの施設から出てくる一般の廃棄物になりま  
すけれども、もともと約50%ということで、かなり高めなものですから、まずは確保してく  
ださいという、そういうところに重点を置いて意見を述べさせていただいております。

エコマテリアルにつきましても、今、事務局のほうから説明していただきましたけれども、  
直接的な実施者に対するものではないものですから、事実関係に基づいた記載にしてい  
たということになります。

以上です。

○柳会長 それでは、何か御意見、御質問ございますでしょうか。

中杉委員、どうぞ。

○中杉委員 廃棄物のところについている意見はこのとおりだろうと思います。このオリ  
ンピックスタジアムだけではなくて、オリンピックの全体として廃棄物をいかに出さないか、  
リサイクルするかということを徹底してやっていただく必要があると思うのです。我が国の  
観客というのは、よその国へ行ってもごみ拾いをちゃんとやってというのはよく報道される  
話です。そういう意味では、今回は世界のいろいろな人が来るから、なかなか簡単にはいか  
ないのだろうと思うのですが、オリンピックを実施すること自体のスローガンとしてそうい  
うことは前提で取り組んでいただく必要があるだろう。そういうことも少し検討いただけ  
ばと思います。ここではこういうコメントになるのだと思いますけれども、それが一つの大  
きなスローガンとしてあってもいいのではないかと思います。

○柳会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

中口委員、どうぞ。

○中口委員 中杉委員の意見に同感なのですが、それに関連するのですが、例えば図  
書の437ページの表に「競技施設・大規模集客イベントにおけるリサイクル品の利用」という  
項目がございます。この指摘の中に、あるいは指針自体がそうなっているのかもしれないの  
ですけれども、どうしても建設資材の再生品の利用というところの指摘になってくるわけ  
ですが、やはり今、中杉委員がおっしゃったように、実際に競技が行われている最中に例えば

リユースカップを利用するとか、そういう形での配慮というものが、この例にあるように、Jリーグあるいはゴルフ場などでも行われておりますから、中心施設であるオリンピックスタジアムにおいても、そういった方面での何らかの工夫なり配慮がされるといいのかなと思います。

以上です。

○柳会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

エコマテリアルについては、木材の調達基準が策定されているのですけれども、先般、議員立法による合法伐採木材等利用促進法という法律も制定されておりますので、その辺も少し配慮していただく、それは購入する場合に認定された木材業者以外はできるだけ買わないようにしましょうというような、事業者を規制するような法律ですけれども、そういう法律も制定されていますから、そこを配慮していただくことは必要になるかと思えます。

ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

特に御意見がほかにないようですので、「水利用」「廃棄物」「エコマテリアル」につきましては、指摘の趣旨を評価委員会意見案に入れることといたします。

次に、中項目「温室効果ガス」の小項目「温室効果ガス」「エネルギー」について審議を行います。

こちらは、野部委員に検討をしていただいております。

それでは、「温室効果ガス」「エネルギー」について、事務局から説明をお願いいたします。

○川道オリパラアセスメント担当課長 それでは、資料2-3をご覧ください。

審議資料、項目、温室効果ガス（温室効果ガス、エネルギー）。

担当、野部委員。

意見

#### 【温室効果ガス、エネルギー 共通】

建築物の省エネルギー性能に関して、平成28年8月に「東京都建築物環境配慮指針」の改定が行われたことから、この趣旨に鑑み、施設等の持続的稼働における温室効果ガス排出量及びエネルギー使用量の更なる削減に努めること。

共通の意見となつてございまして、温室効果ガスのページを使って御説明、補足させてい

ただきたいと思います。

467ページをご覧ください。

ここで書かれている意見は、全体的な省エネ性能なり、温室効果ガスの排出削減という意見になっていまして、個別の設備について述べているものではないのですが、参考までに個別の施設はどのような対策がとられているのかにつきましては、466ページから467ページにかけての「予測に反映しなかった措置」にたくさん書かれていますので、こういったいろいろな取り組みをしていますよということでご覧いただければと思います。

全体的な、総体としての評価はどうかというところなのですが、467ページの上のポチの3点目に書いていますとおり「平成25年省エネ基準における建築物の熱負荷の低減率（PAL低減率）を20%以上、設備システムのエネルギー利用の低減率（ERR）を11%以上とする計画としている。また、建築環境総合性能評価システム（CASBEE）では、最高ランクのSランクを達成する計画としている」ということになっていまして、一応この基準はクリアしますよという線を引きしているところでございます。

ここで言うところのPALの20%以上あるいはERRの11%以上などというのは、この意見に書いてあります東京都建築物環境配慮指針の改定前における3段階のランクのうち一番高い基準と同じことになっていまして、一番高い基準を満たしていたということになるのですが、きのう、8月31日付で東京都建築物環境配慮指針の改定が告示されたことになっていまして、それによりますと、スタジアムは集会場というカテゴリーに入るのですが、その場合、PALの20%以上は変わらないのですが、ERR、設備システムのエネルギー利用の低減率が11%以上というところから25%以上というものに、最高ランクをとるためには25%以上にしなければいけないということで、引き上げられてございます。これが必ずしも直ちにこのスタジアムに適用されるというわけではないのですが、当然、オリンピックスタジアムにつきましては、より高い目標を目指して、さらなる削減に取り組んでいただきたいという意見でございます。

以上でございます。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、野部委員、何か補足することはございますでしょうか。

○野部委員 今、懇切な御説明を事務局のほうからいただいたので、おおむね御理解いただけたと思いますが、若干補足させていただくと、昨日、公報に告示された11%を25%にエネ

ルギー利用の低減率を高めるという告示がされましたけれども、これは来年4月1日施行なのです。ですから、今、移行期という形なのですが、数字が示されていますので、それは十分、反映に検討いただくということで、こういう意見を書かせていただきました。これは実は、ことしの4月1日に国のほうで建築物省エネ法という法律が改正されて、少し厳し目になったわけです。それにあわせて東京都も数値を改定したということでございますので、オリンピックのレガシーとして残る施設なので、この数値を目指して頑張っていたいただきたいということです。

この評価書案に書いてある「予測に反映しなかった措置」というところが、実は、これを予測に反映していただきたいということなのです。ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○柳会長 ありがとうございます。

ほかに何か御意見、御質問ございますでしょうか。

中口委員、どうぞ。

○中口委員 464ページあたりに温室効果ガス排出量が載っていますけれども、例えば電気の排出量が、真ん中の表ですと、2,860t-CO<sub>2</sub>となっていますけれども、このときの電源構成というか、要するにCO<sub>2</sub>排出係数、その過程がどうなっているのかを質問させていただきたいのですが。

○柳会長 事務局のほうでいかがでしょう。

○臼井施設調整担当課長 今回の464ページの排出係数の件でございますけれども、注2のところにある数字のことでよろしいですか。東電の26年度の実排出係数で計算させていただいているという形になってございます。

○中口委員 済みません。ちょっと見落としました。ありがとうございます。

この数字が多分動くだろうなということと、あと、ここの部分をむしろ意図的に、排出係数の少ない電源を買ってくるということも、電力も自由化されていますし、可能になっていますし、あるいは当初、オリンピック自体カーボンマイナスということを掲げたというものもございますので、もうちょっと何かできないか。もうちょっとCO<sub>2</sub>を減らす配慮ができないかなというのが正直な印象なのですけれども、いかがでしょうか。

○臼井施設調整担当課長 排出係数の低い電力を買ってくるといったこともあるかもしれませんが、現在の想定とさせていただいているのは、この排出係数で想定してございまして、削減の程度としては、464ページの下の方にありますように、太陽光発電の設備による削減量



というところを想定しているところがございますけれども、こういった形で今進めているという形でございます。

○中口委員 カーボンオフセットという手もあるので、その辺も、別にコメントに追加というのではなくて、今後、御検討いただけたらと思います。

以上です。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

御意見がないようですので、「温室効果ガス」「エネルギー」につきましては、指摘の趣旨を評価委員会意見案に入れることとします。

続いて、中項目「土地利用」の小項目「土地利用」「地域分断」「移転」について審議を行います。

こちらは、秋田委員に検討をしていただいております。

それでは、「土地利用」「地域分断」「移転」について、事務局から説明をお願いいたします。

○川道オリパラアセスメント担当課長 それでは、資料2-4をご覧ください。

審議資料、項目、土地利用（土地利用、地域分断、移転）。

担当、秋田委員。

#### 意見

##### 【土地利用】

1 多様な機能が集積するスポーツ・文化の拠点形成が推進されることとしていることから、このことについて具体的に説明し、将来的な土地利用の考え方を示すこと。

##### 【地域分断】

2 区道43-660及び区道43-680が計画地内に含まれており、オリンピックスタジアムと一体整備される計画であることから、歩行者通路の整備が出来次第速やかに開放するなど、工事に伴う影響の低減に努めること。

##### 【地域分断】

3 敷地は自由に通り抜けられる通路空間として整備し、歩行者のアクセス性を向上させる計画としていることから、敷地内の歩行者動線に関する案内を表示するなど、歩行者が利用しやすいよう配慮すること。

##### 【移転】

4 計画地内において移転を伴う施設があることから、その移転状況についてフォローアップ調査で確認すること。

まず「土地利用」の1番目の意見でございますが、491ページをご覧ください。

491ページの評価の結果の3段落目の少し上、神宮外苑は「新国立競技場の建設を契機として、多様な機能が集積するスポーツ・文化の拠点を形成」と書かれてございます。

また、485ページをご覧くださいいただけますでしょうか。

東京都等の計画等の状況が書かれておりますけれども、同じく「表9.18-2 オリンピックスタジアム周辺の土地利用についての計画」のすぐ上の3行ですが、「新国立競技場の建替えを契機として、既存スポーツ施設や関連施設等の更新が進み、新たな魅力、にぎわい、風格を備えたスポーツクラスターが形成」としてございます。

こちらが表9.18-2の3行目になりますけれども、東京都市計画地区計画、神宮外苑地区地区計画というものがありますけれども、神宮外苑地区地区計画におきましては、新国立競技場と神宮外苑を含めて一体で地区計画に指定されているのですけれども、新国立競技場の開発を皮切りに、それを初めとして、さまざまなスポーツ施設等々の開発が今後予定されていることになっていまして、全体としてスポーツクラスターを形成しますということが地区計画上うたわれてございます。そういった地区計画、神宮外苑地区一帯の地区としての、そこにおけるスタジアムの役割みたいなものを土地利用のところではもう少し書いていただけるといいかなという意見でございます。

続きまして、「地域分断」に参ります。508ページをご覧ください。

508ページの図9.19-6で地域分断の図が書かれてございます。左側が整備前、いわゆる解体をして、今、仮囲いされているのですけれども、その前の状況になりまして、区道43-660、区道43-680という2本の区道が丁字型にあったのが分かるかと思っておりますけれども、こちらがなくなりまして、オリンピックスタジアムの一帯の計画地になるという変更がなされるものでございます。

当然、工事中につきましてはスタジアムの計画地内への立ち入りはできなくなりまして、迂回をすることになります。建設後、新しいスタジアムができた後は人工地盤の上を歩いて歩行者は通行できるようになるということなのでございますけれども、意見につきましては、工事中に迂回をしなければならない状況にあるのは確かなことでございますので、なるべくスタジアムの工事の段階がどうなるのかというのはあるのですが、可能であれば、部分的に通路を開放するなど、速やかに区道43-660、680で通れたようなルートも含めて通れるような地域分

断の解消に努められたいということでございます。

3番目の意見でございますけれども、31ページをご覧くださいませでしょうか。

31ページには整備後の歩行者導線の計画が書かれてございます。ご覧いただいて分かるとおり、計画地の周辺のいろいろなところから計画地の中に入りができるようになっていて、計画地の中を通過していろいろなところに移動ができることになっていて、それによって整備後には地域分断は解消されて、利便性が向上するとされてございますが、皆様、現地をご覧になってお分かりのとおり、北西側が土地が一番低くて、南東側が土地が一番高いという傾斜地に建っているものでございますから、人工地盤上は当然フラットになって、段差はないのですけれども、階段であったり、エスカレーターであったりというのが、図面上も少し見えていると思うのですが、そういう勾配があったりします。そういうことで、どこから入って、どこに出たいとかというものも幾分自由に動ける分、逆に、どこに行けば目的地に行けるのかが分かりづらくなると困ることがあります。せっかく地域分断が解消されて、通りやすくなるということですので、そういったものの案内、どこに行きたいのだけれども、どこのエスカレーターを上ればいいのかとか、そういうものが分かるような案内がきちんとなされて、歩行者が利用しやすいように配慮してくださいという意見でございます。

続いて、「移転」でございますけれども、514ページをご覧ください。

514ページの図9.20-1に図面が書かれてございます。今はもう解体されていないのですけれども、計画地の南東側、右下のところに四角く囲われている日本青年館がございました。こちらが少し南の敷地に移転。移転の場所はもう決まっています、移転の計画も進んでいると伺っているのですけれども、移転がなされている最中でございます。オリンピックスタジアムの開発に伴って移転をすることになりますので、この移転の状況につきましてきちんとフォローアップで確認をして、計画によって支障が出ていないのだということを確認いただきたいということでございます。

説明は以上でございます。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、秋田委員、何か補足はございますでしょうか。

○秋田委員 おおむね説明いただいたとおりなのですが、まず土地利用に関しましては、御説明にあったとおり、例えば485ページの表9.18-2で見るように、土地利用についての計画がたくさんあるのですけれども、それぞれ書いてあることがやや異なっていて、具体的

に多様な機能が集積するスポーツ・文化の拠点形成というものが何なのかということがやや分かりづらい状況になっているので、もう少しこのことについて具体的に触れていただけませんかというお願いをいたしました。

また、地域分断に関しましては、2番の部分ですけれども、外構の工事というのは、基本的には一番最後に実施されるため、工事の区域が区切られて、その分の地域分断が解消されない時間が長くなってしまいますのですが、可能であれば、工事が終了した部分から一部でもよいので開放することができないかということをご意見を伺っていただきました。

以上です。

○柳会長 それでは、ほかに何か御意見、御質問ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

特に御意見がないようですので、「土地利用」「地域分断」「移転」につきましては、指摘の趣旨を評価委員会意見案に入れることといたします。

次に、中項目「安全・衛生・安心」の小項目「安全」「消防・防災」について審議を行います。

「安全」は水村委員、「消防・防災」は池上委員に検討をさせていただいております。

それでは、「安全」「消防・防災」について、事務局から説明をお願いいたします。

○川道オリパラアセスメント担当課長 それでは、資料2-5をご覧ください。

審議資料、項目、安全・衛生・安心（安全、消防・防災）。

担当、水村委員、池上委員。

#### 意見

##### 【安全】

1 計画建築物において様々な利用者への配慮がなされるよう、条例やガイドライン等に基づいたユニバーサルデザインの計画としていることから、これらの計画を確実に実施するとともに、必要に応じてより一層の配慮に努めること。

##### 【消防・防災】

2 計画建築物は大規模集客施設であることから、災害時における機能維持のための取組について具体的に記述すること。

また、災害時においても迅速かつ適切な対応ができるよう防災計画の策定に努めること。

まず、「安全」につきましての意見ですけれども、542ページをご覧くださいませでしょうか。

542ページから544ページまで、3ページ続くのですけれども、非常に多彩な項目につきまして、いわゆるユニバーサルデザインの考えに基づいてバリアフリー等々の計画、考え方が示されています。非常にたくさん書かれていまして、まずはこれを確実に実施していただいて、よりよくしていただきたいという意見があります。

あと、委員との打ち合わせの中で御意見があったのが、実際、つくった後に運用してみて、課題が新たに発見されたり、改善の余地があったりすることもあると思うので、必要に応じてより一層の配慮をしていただきたいということで、意見をつけさせていただいております。

「消防・防災」につきましては、意見の上の2行と下の2行で2種類、「また」とつないで書いているのですが、まず上の2行についてでございますが、特に何ページをとというわけではないのですけれども、572ページをご覧くださいませでしょうか。

572ページに評価の結果が書いてございまして、評価の結果の1)、耐震性の確保の3段落目「また」と書かれていますが、避難者を受け入れるスペースを確保し、従業員、施設利用者及び外部からの帰宅困難者受入に伴い必要となる飲食料等の備蓄（約8万人相当）のための防災備蓄倉庫を整備する計画としており、災害時にこれらの機能が維持される計画としている」と書かれていますが、災害時、震災等が発生した際には、避難者であったりを一時的に受け入れる機能も備えるということを計画していることになっていきますので、その際に、例えば非常用の電源ですとか、備蓄の話はここに書かれていますが、備蓄の話ですとか、防災用の井戸あるいはトイレをどうするとか、そういったハード的な話についても御検討がなされているというのが、書いてありますけれども、技術指針等々では書かれていないということがあります。ただ、その辺は余り評価書案の中でそこを事細かに書けなくなってはいないのですけれども、そういう機能を備えているということですので、その辺の機能維持のための取り組み、あるいは設備等々についてももう少し具体的に書いていただけるといいという意見でございます。

「また」と書かれている以降、防災計画の策定ということなのですけれども、こちらはいわゆる施設の建設が終わって、運用に入る際に策定いただければ、時間軸としてはいいと思うのですけれども、当然、混乱のないように適切に運用するためには防災計画が重要ということですので、そういった策定をお願いしたいという意見をつけてございます。

以上でございます。

○柳会長 それでは、水村委員、まず「安全」について、何か補足することはございますか。

○水村委員 では、スタジアムに関しましては、大規模建築物であるということから、こち

らの意見書のほうも530ページ前後にもろもろの法令が明記してありますけれども、かなり多様な法令がありまして、アクセシビリティやユニバーサルデザインの配慮についてのガイドラインが存在しております。ことしの4月から障害者差別解消法という法律が施行されましたが、こちらは国連による障害者の権利条約の批准に基づくものになります。今回、この会場はパラリンピックの対象になるということで、障害当事者の利用が非常に頻度が高いものであるということから、こちらに書かれたような、やはりユニバーサルデザインの配慮を行っていく必要があるということで、こちらの意見を加えさせていただいております。

また、下の防災ともかかわるのですけれども、近年、国内にとどまらず、海外でも激甚災害が非常にふえておりますが、その多くの被害者が高齢者、障害者といった災害時要援護者と位置づけられる方たちになっております。そうした方に対する対応という観点からも、やはりアクセシビリティの確保やユニバーサルデザインの反映というもの、物理的な施設整備には非常に重要な要件となっておりますので、こちらのような意見となっております。

以上です。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、「安全」について、何か御意見、御質問ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは続いて、池上委員、「消防・防災」について、何か補足はございますでしょうか。

○池上委員 皆様もよく御存じのように、東日本大震災、熊本地震、このたびの風水害を見ておりますと、最近、想定外という言葉をよく聞くのですが、今までの災害から学んだ教訓を超える災害が発生しているということで、それがよく使われるのですけれども、被災地の方に言わせると、特に東北地方ですが、想定外と言わないでほしいとおっしゃるのです。それはなぜかという、明治三陸津波、昭和三陸津波、チリ地震、このたびの東日本大震災と繰り返し起こっているところなので、想定外ではないと言われるのですが、私もそのとおりだと思うのですけれども、一番言いたいことは、想定外も想定した備えを配慮してほしいと思っているのです。

都知事が諮問機関として設置されている火災予防審議会というものがあります。これは東京消防庁が事務局としていろいろと対策を講じてくださっているのですが、人命安全対策部会というものがありまして、そこで現在、オリンピック・パラリンピック施設等における防火・避難対策というものを一生懸命、取りまとめてくださっております。最近、中間報告が出まして、東京消防庁のホームページで公開されておりますので、ぜひご覧いただきたいと

いうことと、来年3月にはその報告書ができる予定でありますので、また皆さんに御紹介できると思いますが、いわゆる大規模施設における何か災害が起こったときにどう観客を避難させるかとか、火災が起こったとき、あるいは災害が起こったときという観点で実際に検討しておりますので、その辺のことを申し添えておきます。

以上です。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、何か御意見、御質問ございますでしょうか。

どうぞ、片谷委員。

○片谷委員 防災の話なのですけれども、国立競技場だけでなく、この周辺の外苑の区域が広域避難場所であるということがどこかで結構議論されていて、今、工事中で使えないのはしょうがないといえば、しょうがないのですけれども、あのスタジアムが広域避難場所として機能できるのかという疑問を持っている住民の方がかなりいらっしゃるように聞いているのですが、その点について何か。これを見ただけでは、この図書の中では余り議論されていないように思うのですけれども、どういう検討状況になっているのかをお尋ねできればと思います。

○柳会長 それでは、事務局のほうで説明をお願いいたします。

○臼井施設調整担当課長 こちらの新国立競技場については、報道もされてきたところでもあります。都民の方々にも御活用いただくということで、東京都のほうでも費用負担をしているところがありまして、その際に防災機能面でも都民の方々に貢献できる場所も含まれておりまして、そこも含めて取り組んでいるところでございますので、またこの防災上の機能についても適切に進めさせていただければと考えております。

ここが広域避難場所として指定されることになっていたかと思うのですけれども、このあたりを今、明確に申し上げることができなくて恐縮ですが、完成後は一時滞在施設等、都の防災に寄与する施設となっていくと考えてございます。

以上です。

○柳会長 片谷委員、どうぞ。

○片谷委員 広域避難場所の指定というのは都の中でも担当部署が違うと思うのですけれども、そちらの部署と言うことが食い違わないようにきちんと調整をしていただくようお願いしたいと思います。

○柳会長 そういうことでよろしいでしょうか。

ほかに何か御意見、御質問ございますでしょうか。

それでは、ほかに御意見がないようですので、「安全」「消防・防災」につきましては、指摘の趣旨を評価委員会意見案に入れることといたします。

次に、中項目「交通」の小項目「交通渋滞」「公共交通へのアクセシビリティ」「交通安全」について審議を行います。

こちらは、水村委員に検討をいただいております。

それでは、「交通渋滞」「公共交通へのアクセシビリティ」「交通安全」について、事務局から説明をお願いいたします。

○川道オリパラアセスメント担当課長 資料2-6をご覧ください。

審議資料、項目、交通（交通渋滞、公共交通へのアクセシビリティ、交通安全）。  
担当、水村委員。

#### 意見

##### 【交通渋滞、公共交通へのアクセシビリティ、交通安全 共通】

工事用車両の走行に当たっては、運転者への指導の徹底や工事用車両の出入口への交通整理員の配置、計画地周辺の車両の通行への配慮等を行う計画としていることから、これらの環境保全のための措置を確実に実施し、周辺地域における一層の交通の円滑化及び交通安全の確保に努めること。

意見としては共通でございまして、なおかつ、この意見というのは比較的どの案件でもつけている意見ではあるのですけれども、意見の補足だけではなくて、審議の項目ごとにこういうアセスの結果ですというのを報告したいと思うのですけれども、まず交通渋滞につきまして、577ページをご覧ください。

交通渋滞につきましては、予測の項目なのですけれども、予測の時点というのは、大会開催前、工事中のみを予測の対象としてございます。評価の結果は577ページの(2)で書いてあるとおりなのですが、工事用車両につきましては、最大約600台/日当たり増加するということなのですが、周辺交通量に占める工事用車両の台数の割合はわずかである。「工事用車両の走行や走行ルートに際しては、交通渋滞による影響を軽減するために、走行ルートを複数のルートに分散させること、工事用車両の出入口への交通整理員を配置すること、市街地での待機や違法駐車禁止を徹底すること、工事工程を可能な限り平準化すること等により、計画地周辺の車両の通行に支障を与えないよう十分な配慮を行い、工事を実施する計画としている」ということで、対策についても比較的きちんとやりますということが



書かれていますので、これをきちんと守っていただければいいのかなということでございます。

続いて、「公共交通へのアクセシビリティ」につきまして、588ページをご覧ください。

公共交通へのアクセシビリティというのは、計画地に至るまでの最寄りの鉄道駅ですとか、あるいはバス停からのアクセス性が阻害されるされない、あるいは周辺の施設に行くときの移動を制限するしないを評価する項目なのですけれども、こちらも工事中を予測の時点として対象としてございます。

588ページ、評価の結果の下から3段落のところですが、同じようなことが書いてあるのですけれども、計画地へのアクセス経路の一部は、工事用車両が走行する計画としているが、工事用車両の走行に当たっては、交通整理員を配置したり、支障を与えないように配慮するとか、アクセス経路を確保する計画としていますということで、対策はきちんととりますということが書かれていますので、これをきちんとやってくださいということでございます。

続いて、「交通安全」。こちらは、598ページをご覧ください。

交通安全は、その名のとおり、交通の安全ということなのですけれども、こちらは予測の対象となるのが工事中と大会開催後、いわゆる後利用と言われているところの関連車両による交通安全も含まれます。工事中と大会後の2つについて予測の評価結果が書かれています。

598ページの下から3段落目が開催前、工事中です。下から2段落目が開催後ということになっていて、それぞれについては読み上げは割愛するのですけれども、いろいろと対策を講じますよと。車両についてもきちんと配慮しますということが書かれていますので、これらを守っていただきたいということでございます。

工事用車両の走行ルートなり、大会後の関連車両の走行ルートの話は補足で説明させていただきたいのですけれども、594ページをご覧くださいませでしょうか。

594ページには、建設中、工事中の工事の関連車両の走行ルートと、主要な公共施設の配置の関係などが示されているものでございます。計画地は大気等の御説明のときと情報としてはかぶるのですけれども、オリンピックスタジアムは工事の時期、工事の内容によって工事用車両の出入り口の場所が変わります。なので、いろいろな矢印が計画地の中を出入りしているのですが、これは全部、常時同時に稼働するわけではなく、順次、使ったり使わなかったりということなのだそうです。いずれにしましても、計画地の周辺をオレンジであったり、青のルートで車が入り出いたします。周辺にはそれほど近くに教育施設等がたくさんあるわけではないのですけれども、緑色で書かれている線がありますが、北側と南側にそれぞれ小

学校の通学路がございませう。一部通学路と交差するところ、あるいは通学路に沿って並走する場所がございませうので、こういったところも含めて周辺地域あるいは通学路等々の周辺の安全に配慮すると言われていませうのですが、より一層配慮いただきたいということでございませう。

大会後の関連車両の走行ルートも参考に御説明しませう。28ページをご覧ください。

28ページには、大会が終わった後の関係車両の走行ルートと走行台数が書かれてございませう。走行ルートはおおむね工事中の車両と似たようなルートを通ることになりますので、当然、南北に行きませうと通学路などもあるので、配慮する必要があるのですが、No.1からNo.5まで上中下段に3段に分かれて数字が書かれていませうのものがあると思ひますけれども、凡例に書いていませうとおひ、オリンピックスタジアムとは関係がないほかの車両の台数が一番上にあります。オリンピックスタジアムの関係する車両が通る台数が中段にございませうして、足し合わせると下段になると読んでいただひますけれども、オリンピックスタジアムの関係車両が通る台数が交通量に占める割合自体は決して高いものではないということですので、非常に負荷が高まるとか、そういう懸念はないひますけれども、配慮してくださいということでございませう。

意見としませうは、とりわけ工事中の車両につきませうは、対策していただひけると書いてあるひますけれども、より一層注意してくださいということを書かせていただひていませう。

説明につきませうは以上でございませう。

○柳会長 それでは、水村委員、ただいまの説明につきませう、何か補足はございませうでしょうか。

○水村委員 ただいま御説明にあつたとおひです。各ページ、例えば581ページ等の図でもお分かりになると思ひますが、スタジアム周辺は比較的大規模なスポーツ施設が集積してございませうけれども、この近隣が、先ほど通学路という話もありませうましたが、幹線道路を挟んで歩入りますと比較的戸建ての住宅が非常に多い、生活圏としても機能していませうるエリアということになります。そういった観点から、周辺地域ということで、より一層の交通の円滑化及び安全の確保に努めてほしいという意見とさせていただひてございませう。

以上です。

○柳会長 ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問ございませうか。

千葉委員、どうぞ。

○千葉委員 薄い冊子の意見書の30、31ページに公共交通へのアクセシビリティとあるのですけれども、31ページの一番上のところに、鳩森神社前の、その辺の道なのですけれども、私、非常勤の勤務先である労働科学研究所に行くのにこの道を通るのです。私は千駄ヶ谷駅から行くのですけれども、人によっては北参道駅から来る、この道が非常に狭いし、歩道、車道の区別がないのです。ところどころあるのですが。ここに書いてあるとおりで、これはどうなるのかなと思っているのですけれども、今後の見通しはどのようなのでしょうか。

○柳会長 それでは、事務局のほうでお願いいたします。

○臼井施設調整担当課長 個別の道路の整備という話になってくるかと思います。憶測で話しして恐縮ですが、区のほうで管理している道路ではないかと考えまして、その計画によってくるというところがございます。そういった道路整備がどのように進んでいくかというところで整備がされていくものと考えてございます。オリンピックスタジアムと関連してこの道路を何か整備するという話は今のところ特に聞いていないと考えてございます。

○柳会長 千葉委員、いかがですか。

○千葉委員 オリンピックに関係があるなしにかかわらず、安全が確保できるようになればいいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○柳会長 それではほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、「交通渋滞」「公共交通へのアクセシビリティ」「交通安全」につきましては、指摘の趣旨を評価委員会の意見案に入れることといたします。

オリンピックスタジアムの項目別審議については以上ですけれども、特に御意見ございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、本案件の項目別審議につきましては全て終了いたしましたので、引き続き、総括審議を行います。

事務局から説明をお願いいたします。

○川道オリパラアセスメント担当課長 それでは、資料3と書かれている資料をご覧ください。

こちらは意見の案文なのですけれども、本日説明したところを省略させていただいて、読み上げさせていただきたいと思います。

(案)

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階

## 環境影響評価書案（オリンピックスタジアム）について（意見）

### 第1 審議経過

本評価委員会では、平成28年6月17日に「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階環境影響評価書案（オリンピックスタジアム）」（以下「評価書案」という。）について意見聴取されて以降、審議を重ね、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

付表は一番最後についてございます。

### 第2 審議結果

評価書案は、おおむね「東京2020オリンピック・パラリンピック環境アセスメント指針（実施段階環境アセスメント及びフォローアップ編）」に従って作成されたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、次に指摘する事項について留意し、その記載内容が充実するとともに一層理解しやすいものとなるよう努めるべきである。

#### 【主要環境（大気等、土壌）】

##### （大気等）

建設機械の稼働に伴う排出ガスは環境基準を満足しているが、本事業における寄与率が高く、計画地近傍には住宅、教育文化施設、公園、運動場等、スポーツ・興行施設など人が集まる施設が多く存在していることから、環境保全のための措置を確実に実施し、建設作業における大気質への影響の低減に努めること。

##### （土壌）

工事中に土壌汚染が新たに確認された場合には、適切な土壌汚染対策を講じるとともに、その内容をフォローアップ報告書等で明らかにすること。

生態系につきましては、説明しましたので、省略をさせていただきたいと思えます。

#### 【生活環境（騒音・振動、日影）】

##### （騒音・振動）

建設機械の稼働に伴う建設作業騒音は勧告基準を下回るとしているが、計画地近傍には多くの住宅、教育施設、福祉施設、医療機関等の環境上配慮すべき施設が存在していることから、建設作業における騒音のより一層の低減に努めること。

(日影)

日影規制地域に対して規制時間を上回る日影は生じないとしているが、計画地東側の明治神宮外苑の樹木に一部日影が及ぶと予測していることから、フォローアップ調査で樹木への影響を確認するなど、周囲の緑の生育環境に配慮すること。

【アメニティ・文化（景観、自然との触れ合い活動の場、歩行者空間の快適性、史跡・文化財）】

(景観)

本事業では「大地の社」と「空の社」を整備することにより周辺の多様なみどりの景観に調和した景観が形成されることとしていることから、緑を適切に管理し、良好な景観の保持に努めること。

(自然との触れ合い活動の場)

- ① 計画建築物5階には外部から行き来できる空中庭園「空の杜」を整備することとしていることから、アクセス方法について具体的に示すこと。
- ② 歩行者ネットワークの構築により計画地内に新たに創出される自然との触れ合い活動の場は、周辺の自然との触れ合い活動の場とともに、その活動を促進することとしていることから、明治神宮外苑等周辺施設の管理者と十分に連携を図り、利用者に対して、周辺の自然との触れ合い活動の場を含めた情報提供に努めること。

(歩行者空間の快適性)

暑さ対策について可能な限りの配慮を行う計画としていることから、道路管理者等と十分に連携を図り、緑陰を確保するなど、より一層の暑さ対策に努めること。

(史跡・文化財)

周知の埋蔵文化財包蔵地において埋蔵文化財発掘調査を実施したとすることから、その内容について報告すること。

資源・廃棄物につきましては、説明を本日いたしましたので、読み上げを省略させていただきます。

温室効果ガスにつきましても同様です。

土地利用、安全・衛生・安心、交通と以降につきましても本日議論させていただいたとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

以上でございます。

○柳会長 ありがとうございます。

ただいまの説明について御質問等がございましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。

特に御意見がないようですので、ただいま事務局が朗読しました案文のとおり、本委員会の意見としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○柳会長 それでは、そのようにさせていただきます。

事務局で意見のかがみを配付してください。

(意見書かがみ文配付)

○柳会長 それでは「評価委員会意見」を読み上げてください。

○川道オリパラアセスメント担当課長 それでは、かがみの文を読み上げさせていただきます。

28東環評第5号

平成28年9月1日

東京都環境局長

遠藤 雅彦 殿

東京2020オリンピック・パラリンピック

環境アセスメント評価委員会会長 柳 憲一郎

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階

環境影響評価書案（オリンピックスタジアム）について（意見）

平成28年6月17日付28環総政第336号で意見聴取があったこのことについて、当評価委員会の意見は別紙のとおりです。

別紙は先ほど読み上げました資料3と同一でございます。

以上でございます。

○柳会長 ただいま、朗読しましたとおり「評価委員会意見」を東京都環境局長に提出することにいたします。

その他、本日の事務局からの説明について何か質問等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、御発言がないようですので、これをもちまして、本日の評価委員会は、終了させていただきます。

(午後3時00分閉会)